

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ-2-2-4 業務遂行能力に関する審査</p> <p>認可申請者が特定保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有するか否かの審査にあたっては、認可申請書及び同添付書類を参考としつつ、ヒアリング実施の際、次の点を確認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 認可申請者が改正法附則第2条第7項第4号に掲げる特定保険業を的確に業務遂行できる態勢の審査にあたっては、以下の理事又は職員等の確保の状況により判断することとする。なお、これらはいくまでも例示であり、その行うべき態勢整備は申請者が行おうとする業務の規模、特性により異なることに留意し、認可申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p>	<p>Ⅲ-2-2-4 業務遂行能力に関する審査</p> <p>認可申請者が特定保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有するか否かの審査にあたっては、認可申請書及び同添付書類を参考としつつ、ヒアリング実施の際、次の点を確認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 理事又は監事のうちに、以下の事項に該当する者があることにより、特定保険業の信用を失墜させるおそれがないか。</u></p> <p>① <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。</u></p> <p>② <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有すること。</u></p> <p>(4) 認可申請者が改正法附則第2条第7項第4号に掲げる特定保険業を的確に業務遂行できる態勢の審査にあたっては、以下の理事又は職員等の確保の状況により判断することとする。なお、これらはいくまでも例示であり、その行うべき態勢整備は申請者が行おうとする業務の規模、特性により異なることに留意し、認可申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p>